

射水市 農業委員会だより

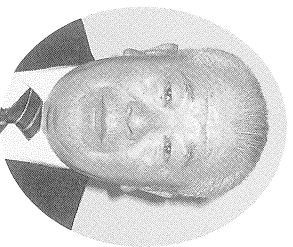
第 1 号

平成 18 年 3 月 発行

◆ 編集発行 ◆

射水市農業委員会

電話 82-1961



地域農業の再生対策に思う

射水市農業委員会

会 長 門 田 博 信

このたび、射水市農業委員会の会長に就任いたしました門田です。就任にあたりご挨拶申し上げます。最近の農業政策の中で地域農業の再生という言葉をよく耳にしますが、地域農業の再生と言っても、その意味するところは、地域・人によって異なると思います。その意味は、地域農業の衰退化に歯止めをかけ、生産拡大、地域農業の再活性化を進めることではないでしょうか。

今、地域の現場では、農業の将来に展望を失っています。農業の経営に関して、何をどうすれば目に見える経営改善の効果が出て、経営意欲を助長できるのか分からないという状況にあると言えます。

地域農業の担い手の大半がこのような状況に陥っているのでは、地域農業の再生はありません。地域農業の再生は容易なことではありませんが、再生に向けて試行錯誤することは無駄ではないと思います。

試行錯誤するには、いろいろな条件が必要です。

その一つは、消費者も農業者も納得できる農政の確立です。農業の改革、競争力の強化の必要性は理解でき、農業の仕組みを企業並みの改革視点で行うことは混乱と不安をもたらすと思います。

二つめは、農業の存在意義及び今後の展開方法を明確にする必要があります。特に日本農業は集約的であることを無視してはいけないと思います。

三つめには、創造と工夫に富んだ地域農業再生に取り組まなければならないが三位一体改革での位置づけをはっきりさせる必要があると思います。

しかし、基本計画に基づく限定された担い手を対象とする品目横断的経営安定対策も、環境直接払いも、第2期米政策改革も、いずれも平成19年に一斉にスタートすることになっています。特に19年産麦の作付けは、今年の秋から始まることから万全の備えを整えるべきで一刻の猶予も許されません。また、米政策改革も、2年目で明らかになっていくように米価の底知れぬ下落傾向、価格形成センターの機能などに問題があり農業再生への取組が最悪の環境の下で、意欲ある独自の取組を構築しなければならぬことになります。

このような大変な時期ですが、農業委員会の各委員とともに、射水市農業の発展のため頑張りたいと思いますのでよろしくお願いたします。



総会の光景・射水市役所布目庁舎

農地などの相談は農業委員に……



安部委員



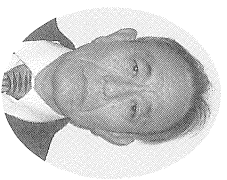
佐伯委員



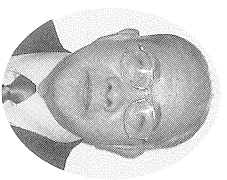
奥野委員



竹島委員



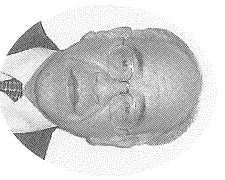
中村委員



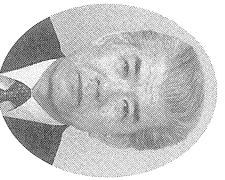
小澤委員



島田委員



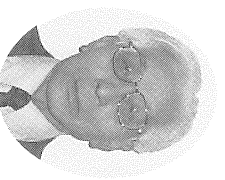
宮腰委員



横堀委員



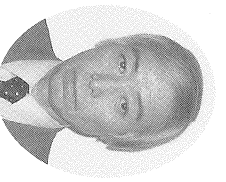
浦野委員



京角委員



熊西委員



松山委員



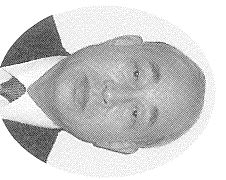
宮本委員



柴田委員



向井委員



水元委員



芝田委員



門田会長



石黒委員



竹内(勇)委員



木村委員



舟木会長職務代理者



小谷委員



高橋委員



沖委員



中野委員



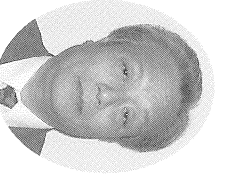
柳野委員



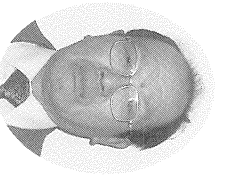
吉岡委員



源委員



前田委員



竹内(一)委員



第1回 射水市農業委員会

会長 門田博信(富山県農業会議会議員)

会長職務代理者 舟木康真

議席番号	氏名等	担当地区	議席番号	氏名等	担当地区
1	安部忠允 (片口久々江)	片口・堀岡地区	17	水元陸雄 (西高木)	大江地区
2	佐伯洋作 (津幡江)	作道地区(津幡江・今井・沖)	18	芝田隆 (下村三箇)	下村三箇地区
3	奥野愉喜雄 (作道)	作道地区(作道・野村・久々湊)	19	門田博信 (棚田)	二口地区
4	竹島孝一 (生源寺)	水戸田地区(生源寺・市井・若林・竹鼻・開口・藤巻)	20	石黒勝三郎 (戸破)	戸破地区
5	中村藤合一 (土合)	浅井地区(土合・堀内・下条・土合北部)	21	竹内勇三 (今開発)	大島地区(今開発・本開発・新開発)
6	小澤徳保 (加茂中部)	加茂地区	22	木村勝江 (大)	大江地区
7	島田秀美雄 (七美)	七美・海老江地区	23	舟木康真 (林木)	新湊・塚原地区(8号線北側)
8	宮腰清野美 (中野)	大島地区(中野・若杉・北野・西園・新町・常盤町)	24	小谷宗昭 (大門本江)	二口地区
9	横堀大野輔 (上野)	金山地区	25	高橋美上 (高)	浅井地区(広上・西広上・上条・島)
10	浦野勉 (黒河新)	黒河地区	26	沖友則 (水戸田)	水戸田地区(水戸田)
11	京角義紀 (青井谷)	金山地区	27	中野正幸 (串田新)	榑田地区(新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町・丹池)
12	熊西忠治 (摺出寺)	摺出寺・八講地区	28	柳野達雄 (橋下条)	橋下条地区
13	松山宗則 (山本新)	池多地区	29	吉岡博江 (本)	本江地区
14	宮本一男 (沖塚原)	塚原地区(8号線南側)	30	源春林 (小)	大島地区(宮腰・竹内(勇)委員以外の地区)
15	柴田助治 (農村)	作道地区(殿村・鏡宮・布田・高木)	31	前田進 (串田)	榑田地区(本村・牧田・西村・布目沢・小泉)
16	向井隆一 (白石)	白石・倉垣小杉地区	32	竹内一夫 (三)	三ヶ地区

知っていますか? 「農地の権利移動」

耕作目的の農地の貸し借り、所有権の移転

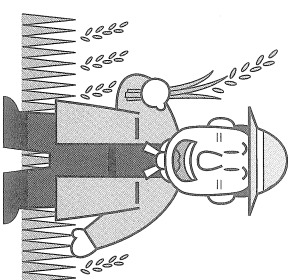
農地を耕作してもらおうために貸したり、売ったりすることが出来ます。しかしこの場合借りる人、買う人の耕作面積が5,000㎡以上にならなければなりません。農業委員会の許可が必要ですので、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出してください。

農地を農地以外のものにする(転用)

自分の所有する農地だから自らの権限で農地以外のものに何でもできるわけではありません。農地は食料の安定供給を図る上で重要な役割を担っており、良好な営農条件を備えている農地を確保する一方、社会経済上必要な土地需用にも対応する趣旨から農地転用許可制度が設けられています。

転用許可ができない場合もありますので、事前に農業委員会に相談されることをお願いいたします。また、転用の目的によっては他の法律も関係しますから、相談してください。

今後の米政策について



産地づくり対策としての助成について

これまで、米政策改革大綱の産地づくり対策としての助成は、合併前の旧市町村に各水田農業推進協議会があり、その中で決めた地域水田農業ビジョン及び産地づくり計画書に基づき助成してきました。

平成18年4月に旧市町村の各協議会を解散し、その後改めて、「射水市水田農業推進協議会」の設立総会を行い、組織を立ち上げます。

現行の対策では、産地づくり交付金が、3年間（16年～18年）固定額で旧市町村ごとの交付単価の設定であったことから、平成18年度までは、旧市町村ごととします。

平成19年度以降については、国から具体的に示されていませんが、産地づくり交付金が交付されることを前提に「射水市水田農業推進協議会」で地域の実情を鑑み水田農業ビジョンの実現に向け、より効果的な活用を促進し、担い手の育成・確保状況を踏まえ行います。

経営所得安定対策等大綱について

昨年10月に平成19年度から平成21年度までの米政策改革推進のための、国の支援策の大枠を定めた「経営所得安定対策等大綱」が決定されました。今後これに関する法案が国会に提出されることとなりますので、この大綱について簡単に説明します。

この大綱のポイントとして、米政策改革推進対策（品目横断的経営安定対策等）や資源・環境対策等が挙げられています。

米政策改革推進対策として、平成19年度からの米・麦・大豆等の品目横断的経営安定対策（後で説明）の導入や、農業者等が主体的に需給調整を実施する新たな需給調整システムへの移行を目指して、現行対策について次のような見直しが予定されています。

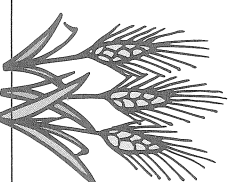
1 産地づくり対策については、所要の見直しを行い新たな産地づくり対策（詳細は本年夏に決定）として引き続き実施されますが、国から県への配分の際に、現行対策期間中の麦・大豆等の作付状況、需給調整実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需給見通しなどが勘案されることとなります。

2 担い手経営安定対策は、品目横断的経営安定対策に移行します。

品目横断的経営安定対策とは、4ha以上を耕作する認定農業者及び20ha以上を耕作し一定の条件（i農用地の利用集積目標、ii規約の作成、iii經理の一元化、iv主たる従事者の所得目標、v農業生産法人化計画の作成）を備える集落営農組織等を対象に、次のような補填を行うというものです。

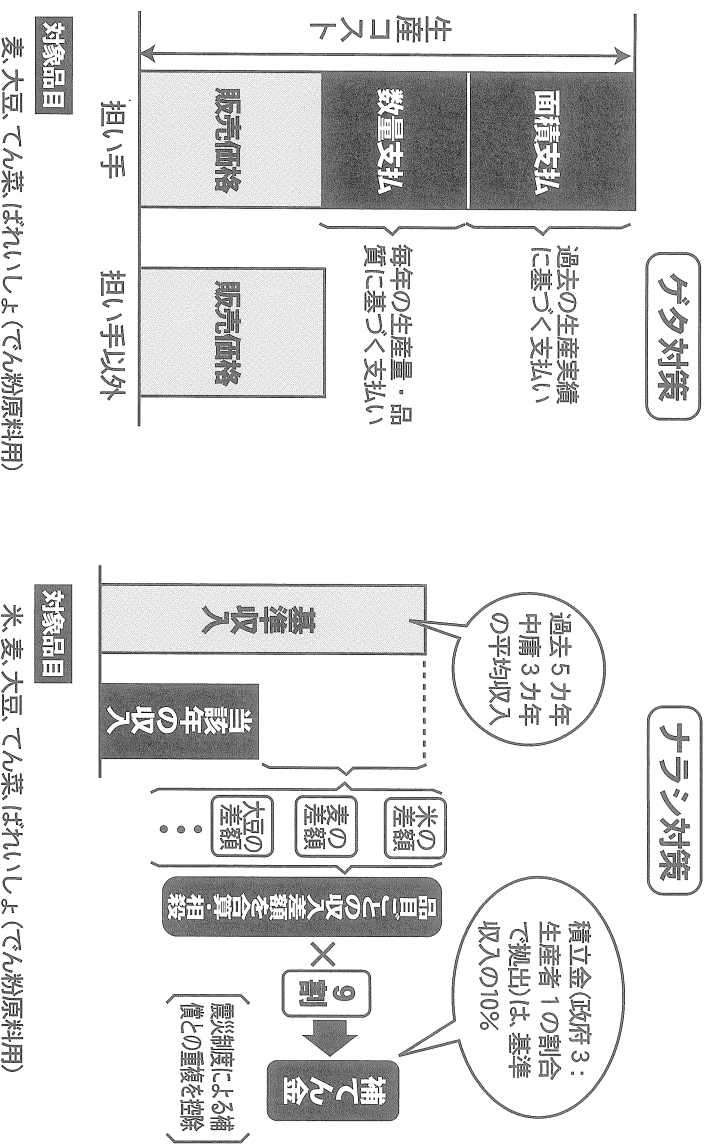
ア 諸外国との生産条件格差を是正するための補填（ゲタ対策）

麦・大豆等を対象に、担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入で補えない部分を補填するもの



1 収入の変動の影響を緩和するための補填（ナラジ対策）

米・麦・大豆等を対象に、その年の収入が基準となる収入を下回った場合に減収額の9割を、生産者と国の積立金の範囲で補填するもの



- 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、都道府県的设计で、担い手以外の者に対して米の価格下落等に応じた支払いが当面措置されることとなります。
- 集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施されます。
(次頁に1～4の見直しの考え方を図で表しております。)

次に、平成19年度からの移行を目指す、新たな需給システムの大枠は次のとおりです。

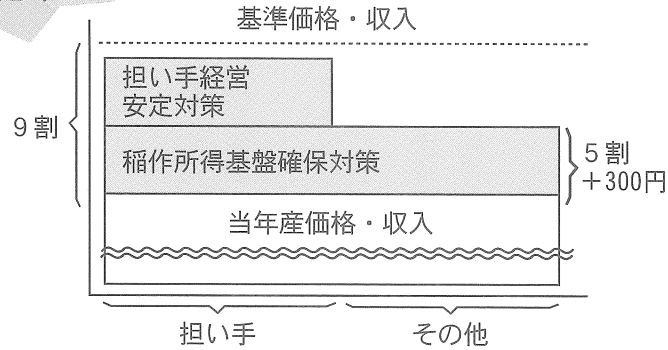
- 国等の行政による生産目標数量の配分方式に替え、国による需給見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が、主体的に需給調整を実施する。
- 生産調整方針作成者が、生産目標数量を決定し、その生産調整方針に参加する農家に生産目標数量を配分する。
- 地域協議会（行政、関係機関、生産調整方針作成者等で組織する地域の第三者機関的組織）は、生産調整方針作成者間の調整、配分的一般ルールの設定等により生産調整方針作成者の主体的な需給調整を支援する。

この大綱のもう1つのポイントとされる資源・環境対策等の内容については、農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るための効果の高い共同活動を支援する対策等が挙げられていますが、適要件等は平成18年度中にモデル事業を実施し決定されることです。

品目横断的経営安定対策の導入等に伴う米政策改革推進対策の見直しの考え方

現行の
米政策改革
関連施策

米価下落の影響緩和



米の需要に応じた生産を支援

産地づくり対策

○ 基本的仕組み

- 転作作物の作付面積や担い手の状況等に応じて、対策期間中、あらかじめ定められた一定額を毎年地域に交付
- 地域での助成の用途や水準はガイドラインの範囲内で地域の主体的判断により決定

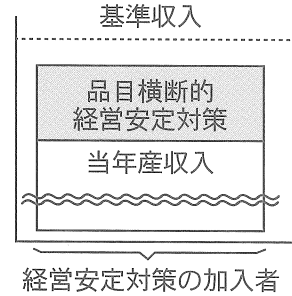
豊作による過剰米処理を支援

集荷円滑化対策

品目横断的政
策導入等に伴
う見直し

品目横断的政策の
導入等に伴う見直し

担い手を対象とする経営安定対策 (収入変動緩和対策)



※ 生産者メリットを拡大

- ・ 米・大豆に加え、麦等も対象
- ・ 基準期間は5中3
- ・ 補てん割合は9割
- ・ 国と生産者の抛出は3:1
- ・ 抛出率10%

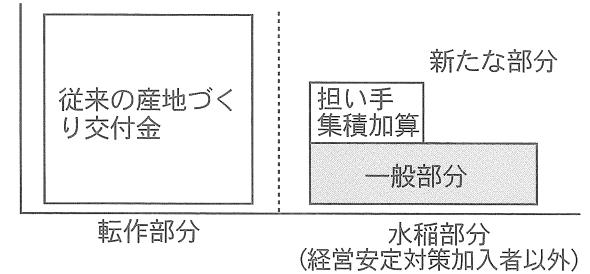
米の需要に応じた生産を支援 (担い手の移行促進を重視)

新たな産地づくり対策の中のメニューとして、担い手以外の者に対して米の価格下落等に応じた支払が行えるよう措置

○ 地域への交付金の算定の考え方

※ 産地づくり対策は
所要の見直しを行
いつつ、引き続き
実施

〔対策の詳細は平成
18年の夏に決定〕



豊作による過剰米処理を支援

集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施

新しい農業者年金に加入しましょう

農業者年金はメリットいっぱい制度です

 **農業に従事する方は広く加入できます**

国民年金の第1号保険者で、年間60日以上農業に従事する60才未満の方は、誰でも加入できます。
農地を所有していない方や、家族従事者でも加入できます。

 **税制優遇(特例措置)でとつてもお得です**

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。
(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

 **農業者年金の財政運営は安定しています**

将来の年金受給に必要な原資を、あらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出金であるため、安定した財政運営ができます。
運用利回りの状況等に応じて保険料が引き上げられることはありません。

 **80歳までの保証付の生涯年金です**

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。
もしも、80歳前になくなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

 **保険料は自由に選択できます**

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。
それぞれ経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。
また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

 **担い手の皆様(認定農業者等)には一部国庫補助があります**

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。
また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

私カが推薦します 「税制上のメリットが魅力」

アグリビジネスソリューションズ代表取締役
(税理士) 森 剛一さん

農業者年金は税制上のメリットが魅力です。保険料と年金、つまり入り口と出口で二重に優遇されています。保険料は全額社会保険料控除の対象で、必要経費と同じ効果があり、受け取る年金も公的年金等控除の対象になります。

積立方式の確定拠出型年金で、加入者や受給者が変動しても年金額に影響を受けなくなった点も安心です。認定農業者などの要件を満たせば2万円の基本保険料の最高額まで国庫助成もあります。

(広報誌「のうねん」掲載記事より)



農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAIのみず野、または農業委員会にお問い合わせください